平成２３年（フ）第１７８９号
大阪府羽曳野市野377番地
債務者　山本寿美子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
堺市南区茶山台２丁１番12―102号
債務者　佐藤　　哲
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
大阪府河内長野市中片添町18番25―201号
債務者　梶本　　修
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅８棟1106号
債務者　廣田　　求
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
堺市堺区協和町４丁416番地　東団地11号館202号
債務者　松本左官工業所こと　松本　　治
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
堺市堺区協和町４丁351番地　東団地18号館1006号
債務者　松本　治巳
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４号
広島県世羅郡世羅町大字黒川2801番地
債務者　井上　卓美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第７５８号
兵庫県高砂市梅井２丁目６番11―１号
債務者　寺内　文代
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７７０号
兵庫県姫路市御国野町国分寺494番地　まるかマンション106、従前の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄61番地８
債務者　田中　篤親
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５号
兵庫県西脇市野村町1568番地の５
債務者　村上　直美（旧姓早田）
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３３７５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲55番地１エクセルいまはせ403号
債務者　木下　博道
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲55番地１エクセルいまはせ403号
債務者　木下　愛子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３４号
福岡市東区香椎駅東２丁目21番７―201号
債務者　林　　勝則
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４４号
福岡市西区愛宕南２丁目８番31―101号
債務者　小島　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３４号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＳ棟302号
債務者　平井　沙織
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６８号
福岡市城南区樋井川４丁目20番17号
債務者　権藤　吉昭
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０２号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目８番22号
債務者　市川　美紀
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部